GRIスタンダード対照表

GRIスタンダード(1,2,3)

GRI 1: 基礎 利用に関する声明 株式会社日立製作所は、GRIスタンダードを参照し、2024年4月1日から2025年3月31日までの期間についての情報を報告しています。 利用したGRI 1 GRI 1: 基礎 2021

GRI 2: 一般開示事項 2021 開示事項 要求事項 掲載場所 省略理由/説明 会計概要 [7] a. 正式名称を報告する グループ会社一覧:国内 🖸 b. 組織の所有形態と法人格を報告する 2-1 組織の詳細 c. 本社の所在地を報告する d. 事業を展開している国を報告する 有価証券報告書(第156期) a. サステナビリティ報告の対象となる事業体をすべて一覧表示する b. 組織に監査済みの連結財務諸表や公的機関に提出した財務情報があるときは、財務報告の対象となる事業体のリストと 日立 サステナビリティレポート 2025 p.003 編集方針 > サステナビリティ報告の対象となる事業体のリストとの相違点を明記する 2-2 組織のサステナビリティ報告の 有価証券報告書(第156期) c. 組織が複数の事業体から成るときは、情報をまとめるために用いた手法について、以下の点を含め説明する 対象となる事業体 i. 当該手法において、少数株主持分に係る情報の調整を行っているか 日立 統合報告書 2025 🖸 ii. 当該手法において、事業体の全部もしくは一部の合併、買収、処分についてどのように考慮しているか iii. 本スタンダードに記載されている開示事項とマテリアルな項目の開示で、手法が異なるか、また異なる場合はその相違 a. サステナビリティ報告の報告期間と報告頻度を記載する 日立 サステナビリティレポート 2025 p.003 編集方針 > b. 財務報告の報告期間を明示し、サステナビリティ報告の期間と一致しない際はその理由を説明する 2-3 お問い合わせ 🖸 報告期間、報告頻度、連絡先 c. 報告書または報告される情報の公開日を記載する 日立 統合報告書 2025 d. 報告書または報告される情報に関する問い合わせ窓口を明記する 日立 サステナビリティレポート 2025 p.003 編集方針 > a. 過去の報告期間で提示した情報の修正・訂正記述について報告し、次のことを説明する 日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ > 2-4 i. 修正・訂正記述の理由 情報の修正・訂正記述 日立 サステナビリティレポート 2025 p.138 社会データ > ii. 修正・訂正記述の影響 日立 サステナビリティレポート 2025 p.147 ガバナンスデータ > a. 外部保証を得るための組織の方針と実務慣行を記載する。これには、最高ガバナンス機関および上級経営幹部の関与の有無とその内容も含める b. 組織のサステナビリティ報告が外部保証を受けているときには、 日立 サステナビリティレポート 2025 p.003 編集方針 > 2-5 i. 外部保証報告書や独立保証声明書へのリンクや参照先を記載する 外部保証 第三者保証 [2] ii. 外部保証により保証される事項とその根拠を記載する。これには保証基準、保証レベル、保証プロセスに存在する制約事項を含める iii. 組織と保証提供者の関係を記載する Hitachi at a glance a. 事業を展開するセクターを報告する 日立 サステナビリティレポート 2025 p.047 脱炭素 > b. 自らのバリューチェーンを次の事項を含めて記載する 日立 サステナビリティレポート 2025 p.097 サステナブル調達 > 2-6 i. 組織の活動、製品、サービスおよび事業を展開する市場 活動、バリューチェーン、 日立 サステナビリティレポート 2025 p.138 社会データ > ii. 組織のサプライチェーン その他の取引関係 iii. 組織の下流に位置する事業体とその活動 日立 統合報告書 2025 c. その他の関連する取引関係を報告する グループ会社一覧:国内 🔼 d. 前報告期間からの2-6-a、2-6-b、2-6-cの重大な変化を記載する グループ会社一覧:海外 「~~ a. 従業員の総数と性別・地域別の内訳を報告する b. 以下の総数を報告する i. 終身雇用の従業員、およびその性別・地域別の内訳 ii. 有期雇用の従業員、およびその性別・地域別の内訳 会社概要 🖸 iii. 労働時間無保証の従業員、およびその性別・地域別の内訳 日立 サステナビリティレポート 2025 p.011 事業概要 > 2-7 iv. フルタイム従業員、およびその性別・地域別の内訳 従業員 v. パートタイム従業員、およびその性別・地域別の内訳 日立 サステナビリティレポート 2025 p.138 社会データ > c. データの編集に使用した方法と前提条件を記載する(報告された数値が次のいずれに該当するかを含む) 有価証券報告書(第156期) i. 実数、フルタイム当量(FTE)、あるいは別の方法 ii. 報告期間終了時、あるいは報告期間中の平均値、または別の方法 d. 2-7-aおよび2-7-bで報告されたデータを理解するために必要な背景情報を報告する e. 報告期間中および他の報告期間からの従業員数の重要な変動を記載する a. 従業員以外の労働者で、当該組織によって業務が管理されている者の総数を報告し、次の事項を記載する i. 最も多い労働者の種類と組織との契約関係 ii. その労働者が従事する業務の種類 2-8 b. データ集計に使用した方法と前提条件を記載する。従業員以外の労働者数が報告されているかどうかも記載する 従業員以外の労働者 i. 実数、フルタイム当量(FTE)、または別の方法 ii. 報告期間終了時、あるいは報告期間中の平均値、または別の方法 c. 報告期間中および他の報告期間からの、従業員以外の労働者数の重大な変動を記載する a. 最高ガバナンス機関の委員会を含む、ガバナンス構造を説明する b. 経済、環境、人々に与える組織のインパクトのマネジメントに関する意思決定およびその監督に責任を負う 最高ガバナンス機関の委員会を一覧表示する c. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成について、以下の項目別に記載する 日立 サステナビリティレポート 2025 p.110 コーポレートガバナンス > i. 業務執行取締役および非業務執行取締役の構成 日立 統合報告書 2025 🖸 2-9 ii. 独立性 ガバナンス構造と構成 iii. ガバナンス機関のメンバーの任期 コーポレートガバナンス [7] iv. メンバーが担う他の重要な役職およびコミットメントの数、ならびにコミットメントの性質 コーポレートガバナンス報告書(2025年7月14日) v. 性別 vi. 発言権が低いグループ vii. 組織のインパクトと関連する能力・力量(コンピテンシー) viii. ステークホルダーの代表 a. 最高ガバナンス機関およびその委員会のメンバーを指名・選出するプロセスを記載する b. 最高ガバナンス機関のメンバーの指名・選出に使用される基準を記載する(以下が考慮されるかどうか、 日立 サステナビリティレポート 2025 p.110 コーポレートガバナンス > 2-10 どのように考慮されるかを含む) 日立 統合報告書 2025 🖸 最高ガバナンス機関における i. ステークホルダー(株主を含む)の意見 コーポレートガバナンス 🔼 指名と選出 ii. 多様性 コーポレートガバナンス報告書(2025年7月14日) iii. 独立性 iv. 組織のインパクトに関連する能力・力量(コンピテンシー) 日立 サステナビリティレポート 2025 p.110 コーポレートガバナンス > a. 最高ガバナンス機関の議長が組織の上級経営幹部を兼ねているかどうかを報告する 日立 統合報告書 2025 🖸 2-11 b. 議長が上級経営幹部を兼任している場合は、組織の経営における機能と、そのような人事の理由、および利益相反防止と 最高ガバナンス機関の議長 コーポレートガバナンス 🔼 そのリスクを軽減する方法について説明する コーポレートガバナンス報告書(2025年7月14日) 日立 サステナビリティレポート 2025 p.024 日立グループ サステナビリティ戦略「PLEDGES」 > a. 持続可能な発展に関わる組織のパーパス、価値観もしくはミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス 日立 サステナビリティレポート 2025 p.030 サステナビリティ戦略マネジメント体制 > 機関と上級経営幹部が果たす役割を記載する 2-12 b. 経済、環境、人々に与えるインパクトを特定し、マネジメントするために組織が行うデュー・ディリジェンスやその他のプロセスの監督における最高ガバナンス 日立 サステナビリティレポート 2025 p.032 エンゲージメントおよびリーダーシップ > インパクトのマネジメントの監督における 機関の役割について、以下の点を含め記載する 日立 サステナビリティレポート 2025 p.044 環境ガバナンス > 最高ガバナンス機関の役割 i. これらのプロセスを支援するため、最高ガバナンス機関はステークホルダーとエンゲージメントを行っているか、またどのように行っているか 日立 サステナビリティレポート 2025 p.110 コーポレートガバナンス > ii. 最高ガバナンス機関は、これらのプロセスの成果をどのように考慮しているか 日立 サステナビリティレポート 2025 p.121 リスクマネジメント >

コーポレートガバナンス [7]

c. 2-12-bに記載されているプロセスの有効性のレビューにおいて、最高ガバナンス機関が果たす役割について説明し、レビューを行う頻度を報告する

```
日立 サステナビリティレポート 2025 p.030 サステナビリティ戦略マネジメント体制 >
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.044 環境ガバナンス >
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.047 脱炭素 >
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.060 サーキュラーエコノミー >
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.063 ネイチャーポジティブ >
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.069 グローバル人財マネジメント >
                     a. 経済、環境、人々に組織が与えるインパクトをマネジメントする責任を最高ガバナンス機関がどのように移譲しているか
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.076 多様な視点 >
                     について、以下の点を含め記載する
2-13
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.081 安全衛生 >
                      i. インパクトのマネジメントにおける責任者として上級経営幹部を任命しているか
インパクトのマネジメントに関する責任の
                      ii. インパクトのマネジメントに関する責任をその他の従業員に移譲しているか
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.092 人権尊重 >
                     b. 経済、環境、人々に組織が与えるインパクトのマネジメントについて、上級経営幹部またはその他の従業員が
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.097 サステナブル調達 >
                     最高ガバナンス機関に報告するプロセスと頻度を記載する
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.102 品質・製品安全 >
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.110 コーポレートガバナンス >
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.116 企業倫理・コンプライアンス >
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.121 リスクマネジメント >
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.124 情報セキュリティ >
                                                                                                     コーポレートガバナンス 🖸
                     a. マテリアルな項目を含む報告内容の情報をレビューし承認する上で最高ガバナンス機関が責任を負っているかどうかを報告し、責任を負っているなら、当
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.024 日立グループ サステナビリティ戦略「PLEDGES」>
2-14
                      該情報のレビューおよび承認のプロセスについて説明する
サステナビリティ報告における
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.030 サステナビリティ戦略マネジメント体制 >
                     b. 最高ガバナンス機関が、マテリアルな項目を含む報告内容の情報をレビューし承認する責任を負っていないなら、
最高ガバナンス機関の役割
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.110 コーポレートガバナンス >
                     その理由を説明する
                     a. 利益相反の防止および軽減のために最高ガバナンス機関が行っているプロセスについて説明する
                     b. 利益相反について、少なくとも以下に関するものを含め、ステークホルダーに開示しているかどうかを報告する
                                                                                                     株式会社日立製作所コーポレートガバナンスガイドライン
2-15
                      i. 取締役会メンバーへの相互就任
利益相反
                      ii. サプライヤーおよびその他のステークホルダーとの株式の持ち合い
                                                                                                     コーポレートガバナンス報告書(2025年7月14日)
                      iii. 支配株主の存在
                      iv. 関連当事者、関連当事者間の関係、取引、および未納残高
2-16
                     a. 最高ガバナンス機関に重大な懸念事項が伝達されているか、またどのように伝達されているかを説明する
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.030 サステナビリティ戦略マネジメント体制 >
重大な懸念事項の伝達
                     b. 報告期間中に最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の総数および性質を報告する
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.030 サステナビリティ戦略マネジメント体制 >
2-17
                     a. 持続可能な発展に関する最高ガバナンス機関の集合的知見、スキル、ならびに経験を向上させるために実施した施策について報告する
最高ガバナンス機関の集合的知見
                                                                                                     コーポレートガバナンス 🖸
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.024 日立グループ サステナビリティ戦略「PLEDGES」 >
                     a. 経済、環境、人々に組織が与えるインパクトのマネジメントを監督する最高ガバナンス機関のパフォーマンスを評価するためのプロセスについて説明する
2-18
最高ガバナンス機関の
                     b. 当該評価の独立性が確保されているか、また評価の頻度について報告する
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.110 コーポレートガバナンス >
パフォーマンス評価
                     c. 最高ガバナンス機関の構成や組織の実務慣行における変化など、当該評価を受けて実施された施策について説明する
                                                                                                     コーポレートガバナンス 📑
                     a. 最高ガバナンス機関のメンバーおよび上級経営幹部に対する報酬方針について、以下の点を含め説明する
                      i. 固定報酬と変動報酬
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.024 日立グループ サステナビリティ戦略「PLEDGES」 >
                      ii. 契約金または採用時インセンティブの支払い
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.110 コーポレートガバナンス >
2-19
                      iii. 契約終了手当
                                                                                                     コーポレートガバナンス [7]
報酬方針
                      iv. クローバック
                                                                                                     有価証券報告書(第156期)
                      v. 退職給付
                                                                                                     コーポレートガバナンス報告書(2025年7月14日)
                     b. 最高ガバナンス機関のメンバーと上級経営幹部に対する報酬方針が、経済、環境、人々に組織が与える
                      インパクトのマネジメントに関する目標やパフォーマンスとどのように関連しているかについて説明する
                     a. 報酬方針の策定および報酬の決定プロセスについて、以下を含め説明する
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.024 日立グループ サステナビリティ戦略「PLEDGES」 >
                      i. 独立した最高ガバナンス機関のメンバーまたは独立した報酬委員会が報酬の決定プロセスを監督しているか
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.110 コーポレートガバナンス >
                      ii. 報酬に関して、ステークホルダー(株主を含む)の意見をどのように求め、考慮しているか
2-20
                                                                                                     コーポレートガバナンス 📑
報酬の決定プロセス
                      iii. 報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか。関与しているなら、報酬コンサルタントは当該組織、
                                                                                                     有価証券報告書(第156期)
                         その最高ガバナンス機関および上級経営幹部から独立しているか
                                                                                                     コーポレートガバナンス報告書(2025年7月14日)
                     b. 報酬に関する方針や提案に対するステークホルダー(株主を含む)の投票結果を報告する(該当する場合)
                     a. 組織の最高額の報酬受給者の年間報酬総額と、全従業員(最高額の報酬受給者を除く)の年間報酬総額の中央値を比べた比率を報告する
                                                                                                                                                                    機密保持上の制約として、当該情報の開示は雇用
2-21
                     b. 組織の最高額の報酬受給者の年間報酬総額の増加率と、全従業員(最高額の報酬受給者を除く)の年間報酬総額の中央値の増加率を比べた比
                                                                                                                                                                    契約者との守秘に該当するリスクがあるため、開示し
年間報酬総額の比率
                     率を報告する
                                                                                                                                                                    ていません。
                     c. データおよびその集計方法について理解するために必要な背景情報を報告する
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.005 CEOメッセージ >
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.007 Chief Sustainability Officerメッセージ >
2-22
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.024 日立グループ サステナビリティ戦略「PLEDGES」 >
                     a. 組織と持続可能な発展の関連性、および持続可能な発展に寄与するための組織の戦略に関する最高ガバナンス機関
持続可能な発展に向けた
                      または最上位の上級経営幹部の声明について報告する
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.110 コーポレートガバナンス >
戦略に関する声明
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.030 サステナビリティ戦略マネジメント体制 >
                                                                                                     日立 統合報告書 2025 🖸
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.032 エンゲージメントおよびリーダーシップ >
                     a. 責任ある企業行動のための方針声明について、以下の点を含め記載する
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.036 環境ビジョンと環境長期目標 >
                      i. 声明で参照した国際機関による発行文書
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.069 グローバル人財マネジメント >
                      ii. 声明でデュー・ディリジェンスの実施を規定しているか
                      iii. 声明で予防原則の適用を規定しているか
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.076 多様な視点 >
                      iv. 声明で人権の尊重を規定しているか
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.081 安全衛生 >
2-23
                      b. 人権尊重に特化した方針声明について、以下の点を含め記載する
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.092 人権尊重 >
方針声明
                      i. 声明が対象とした国際的に認められた人権
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.097 サステナブル調達 >
                      ii. 危険にさらされているグループや社会的弱者など、声明の中で組織が特別な注意を払っているステークホルダーのカテゴリー
                     c. 方針声明が公開されているならリンクを記載し、公開されていないときはその理由を説明する
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.116 企業倫理・コンプライアンス >
                     d. 各方針声明が組織内のどの経営層で承認されているかについて、それが最上位の経営層かどうかを含め報告する
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.124 情報セキュリティ >
                     e. 方針声明が、組織の活動および取引関係にどの程度適用されているかを報告する
                                                                                                     日立グループ人権方針 🔐
                     f. 方針声明について、労働者、ビジネスパートナーおよびその他の関連当事者にどのように伝えられているかを説明する
                                                                                                     行動規範・コンプライアンス
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.030 サステナビリティ戦略マネジメント体制 >
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.044 環境ガバナンス >
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.047 脱炭素 >
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.060 サーキュラーエコノミー >
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.063 ネイチャーポジティブ >
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.069 グローバル人財マネジメント >
                     a. 責任ある企業行動のための各方針声明を組織の活動および取引関係全体でどのように実践しているかについて、以下の点を含め説明する
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.076 多様な視点 >
                       i. 組織内のさまざまな階層にわたり、声明を実行する責任がどのように割り当てられているか
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.081 安全衛生 >
2-24
                      ii. 組織の戦略、事業方針、業務手順に声明がどのように組み込まれているか
方針声明の実践
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.092 人権尊重 >
                      iii. 取引関係にある事業体とともに、またそれらを通じて、声明をどのように実行しているか
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.097 サステナブル調達 >
                      iv. 声明の実行に関して行っている研修
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.106 社会貢献活動 >
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.116 企業倫理・コンプライアンス >
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.121 リスクマネジメント >
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.124 情報セキュリティ >
                                                                                                     日立グループ人権方針 🔐
                                                                                                     コーポレートガバナンス 🖸
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.024 日立グループ サステナビリティ戦略「PLEDGES」>
                     a. 自らが引き起こした、あるいは助長したと当該組織が認識するマイナスのインパクトを是正、あるいは是正に協力する
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.044 環境ガバナンス >
                     コミットメントについて説明する
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.091 結社の自由と団体交渉 >
                     b. 組織が構築、あるいは参加している苦情処理メカニズムなど、苦情を特定して、対処するための手法について説明する
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.092 人権尊重 >
                     c. 自らが引き起こした、あるいは助長したと当該組織が認識するマイナスのインパクトを是正、あるいは是正に協力する
2-25
マイナスのインパクトの
                     その他のプロセスについて説明する
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.097 サステナブル調達 >
是正プロセス
                     d. 苦情処理メカニズムの想定利用者であるステークホルダーが、苦情処理メカニズムの設計、レビュー、運用および
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.102 品質・製品安全 >
                     改善にどのように関わっているかを説明する
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.105 顧客満足 >
                     e. 苦情処理メカニズムやその他の是正プロセスの有効性をどのように追跡しているかを説明する。
                                                                                                     日立 サステナビリティレポート 2025 p.116 企業倫理・コンプライアンス >
                     また、ステークホルダーからのフィードバックを含め、その有効性を示す事例を報告する
                                                                                                     日立グローバルコンプライアンスホットライン
```

		日立 サステナビリティレポート 2025 p.030 サステナビリティ戦略マネジメント体制 >
2-26	a. 個人が以下を行うための制度を記載する	日立 サステナビリティレポート 2025 p.092 人権尊重 >
助言を求める制度および懸念を	i. 責任ある企業行動のための組織の方針および慣行の実施に関する助言を求める	日立 サステナビリティレポート 2025 p.097 サステナブル調達 >
是起する制度	ii. 組織の企業行動に関する懸念を提起する	日立 サステナビリティレポート 2025 p.116 企業倫理・コンプライアンス >
		日立グローバルコンプライアンスホットライン 「プ
	a. 報告期間中に発生した重大な法規制違反の総件数を報告する。かつ総件数については以下の内訳を報告する	
	i. 罰金・課徴金が発生した事案	日立 サステナビリティレポート 2025 p.105 顧客満足 >
	ii. 金銭的制裁以外の制裁措置が発生した事案	日立 サステナビリティレポート 2025 p.116 企業倫理・コンプライアンス >
2-27 法規制遵守	b. 報告期間中の法規制違反に対して科された罰金・課徴金の総件数および総額を報告する。かつ総件数については以下の内訳を報告する i. 当該報告期間に発生した法規制違反に対する罰金・課徴金	日立 サステナビリティレポート 2025 p.124 情報セキュリティ >
Ambipace ()	ii. 過去の報告期間に発生した法規制違反に対する罰金・課徴金	日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ >
	c. 重大な違反事例を記載する	有価証券報告書(第156期)
	d. 重大な違反に該当すること、どのように確定したかを記載する	
2-28	ᄴᄆᄗᄮᅠᄀᇬᄺᇬᄼᄝᄲᄓᄮᅟᄝᆉᆈᇬᄱᆕᄦᄜᇬᅩᅩᄁᅜᅷᄱᅄᄡᅸᆍ퐈ᄱᅄᄔᄱᅩᅩᇬᆂᄞᄹᅷᄀ	日立 サステナビリティレポート 2025 p.013 サステナビリティイニシアティブおよび社外からの評価 >
会員資格を持つ団体	a. 業界団体。その他の会員制団体、国内外の提言機関のうち、当該組織が重要な役割を担うものを報告する	日立 サステナビリティレポート 2025 p.032 エンゲージメントおよびリーダーシップ >
2-29	a. ステークホルダーとのエンゲージメントへのアプローチを、以下の事項を含めて記載する	
z-z9 ステークホルダー・エンゲージメントへのア	, i. エンゲージメントを行うステークホルダーのカテゴリー、およびその特定方法	日立 サステナビリティレポート 2025 p.032 エンゲージメントおよびリーダーシップ >
プローチ	II. ステークホルター・エンケージメントの目的	ステークホルダーとの対話
	iii. ステークホルダーとの意味のあるエンゲージメントを確かなものとするためにどのように取り組んでいるか	
	a. 労働協約の対象となる全従業員の割合を報告する	
2-30	b. 労働協約の対象ではない従業員について、その労働条件および雇用条件を設定するにあたり、組織の他の従業員を対象とする	日立 サステナビリティレポート 2025 p.091 結社の自由と団体交渉 >
労働協約	労働協約に基づいているか、あるいは他の組織の労働協約に基づいているかを報告する	

GRI 3: マテリアルな項目 2021

開示事項	要求事項	掲載場所	省略理由/説明
3-1 マテリアルな項目の決定プロセス	 a. マテリアルな項目の決定プロセスについて、以下の項目を含め、記載する i. 組織の活動および取引関係全般において、経済、環境、ならびに人権を含む人々に与える顕在的・潜在的、およびプラス・マイナスのインパクトをどのように特定したか ii. 報告するにあたり、著しさに基づきどのようにインパクトの優先順位付けを行ったか b. マテリアルな項目を決定するプロセスで意見を求めたステークホルダーや専門家を明記する 	日立 サステナビリティレポート 2025 p.024 日立グループ サステナビリティ戦略「PLEDGES」 > 日立 統合報告書 2025 【【】	
3-2 マテリアルな項目のリスト	a. 組織のマテリアルな項目を一覧表示する b. マテリアルな項目のリストについて、前報告期間からの変更点を報告する	日立 サステナビリティレポート 2025 p.024 日立グループ サステナビリティ戦略「PLEDGES」 > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.034「2024中期経営計画」におけるサステナビリティ実績 > 日立 統合報告書 2025	
3-3 マテリアルな項目のマネジメント	a. 経済、環境、ならびに人権を含む人々に与える顕在化した、あるいは潜在的なブラス・マイナスのインパクトを記載する b. 組織が自らの活動を通じて、あるいは取引関係の結果としてマイナスのインパクトに関係しているかどうかを報告し、その活動または取引関係を記載する c. マテリアルな項目に関する組織の方針またはコミットメントを記載する d. 当該項目および関連するインパクトのマネジメントを行うために講じた措置を、次の事項を含めて記載する i. 潜在的なマイナスのインパクトを防止あるいは軽減するための措置 ii. 顕在化したマイナスのインパクトを対処するための措置。それらのインパクトの是正措置の提供、または是正に協力する措置を含む iii. 顕在化した、あるいは潜在的なブラスのインパクトのマネジメントを行うための措置 e. 講じた措置の有効性の追跡について、次の情報を報告する i. 措置の有効性の追跡について、次の情報を報告する i. 措置の有効性を追跡するプロセス ii. 進捗状況を評価するための目標、ターゲット、および指標 iii. 目標およびターゲットの進捗状況を含む、措置の有効性 iv. 得た教訓、ならびにそれらの教訓をどのように組織の事業方針および手順に組み込んだか f. 講じた措置の決定(3-3-d)または措置の有効性の評価(3-3-e)で、ステークホルダーとのエンゲージメントがどのように反映されたかを記載する	日立 サステナビリティレポート 2025 p.024 日立グループ サステナビリティ戦略「PLEDGES」 > 日立 サステナビリティレボート 2025 p.030 サステナビリティ戦略マネジメント体制 > 日立 サステナビリティレボート 2025 p.044 環境ガバナンス > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.047 脱炭素 > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.053 気候変動による財務関連情報開示 (TCFDに基づく開示) > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.060 サーキュラーエコノミー > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.060 サーキュラーエコノミー > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.063 ネイチャーボジティブ > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.069 グローバル人財マネジメント > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.076 多様な視点 > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.081 安全衛生 > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.092 人権尊重 > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.097 サステナブル調達 > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.102 品質・製品安全 > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.116 企業倫理・コンプライアンス > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.121 リスクマネジメント >	

GRIスタンダード(項目別)

要求事項

101: 生物多様性 2024

開示事項

用小争块	女水手以 ————————————————————————————————————		自咐 生四/ 就 明
101-1 生物多様性の損失を止め、反転させるた めの方針	a. 生物多様性の損失を止め、反転させるための方針やコミットメント、ならびにそれらに「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の2050年ゴールおよび2030年ターゲットがどのように反映されているかについて記載する b. これらの方針やコミットメントが組織の活動内容および取引関係のどの範囲まで適用されているかを報告する c. 生物多様性の損失を止め、反転させるための目標およびターゲット、それらに科学的合意が反映されているかどうか、基準年、ならびに進捗状況の評価に 用いる指標を報告する	日立 サステナビリティレポート 2025 p.036 環境ビジョンと環境長期目標 > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.063 ネイチャーポジティブ >	
101-2 生物多様性へのインパクトの管理	a. 以下を説明して、ミティゲーション・ヒエラルキーをどのように適用しているかについて報告する i. 生物多様性へのマイナスのインパクトを回避するための措置 ii. 回避できなかった生物多様性へのマイナスのインパクトを最小化するための措置 iii. 影響を受けた生態系の復元と回復のための措置(復元・回復の目標、ならびに復元・回復措置全体を通してステークホルダーがどのように関与しているかを含む) iv. 他の措置を実施した後も残る生物多様性へのマイナスのインパクト(残存インパクト)をオフセットするための措置 v. 実施された変革に向けた措置および追加的な保全措置 b. 101-2-a-iiiを参照して、生物多様性に最も著しムインパクトを与える各拠点について次の事項を報告する i. 復元または回復の途中にある区域の面積(ヘクタール) ii. 復元または回復の途中にある区域の面積(ヘクタール) c. 101-2-a-ivを参照して、各オフセット措置について次の事項を報告する i. 目標 ii. 所在地 iii. オフセット措置の優良慣行の原則を適用しているかどうか、ならびにその方法 iv. オフセットが第三者による認証または検証を受けているかどうか、ならびにその方法 d. 生物多様性に最も著しいインパクトを与える拠点のうち、生物多様性管理計画がある拠点を列挙し、その他の拠点に管理計画がない理由を説明する e. 生物多様性および気候変動のインパクトを管理するために実施しているそれぞれの措置による相乗効果を高め、トレードオフを軽減する方法を記載する f. 生物多様性へのインパクトを管理するための措置により、ステークホルダーに対するマイナスのインパクトが確実に回避・最小化され、プラスのインパクトが確実に最大化されるように採用している方法について記載する	日立 サステナビリティレポート 2025 p.063 ネイチャーポジティブ >	
101-3 アクセスと利益配分	a. アクセスと利益配分(ABS)に関する規制と対策を確実に遵守するためのプロセスを記載する b. 法的義務に加えて、あるいは規制や対策がない場合に、アクセスと利益配分を推進するための自発的措置について記載する		
101-4 生物多様性へのインパクトの特定	a. 生物多様性に対し最も著しいインパクト(顕在化しているもの、潜在的なもの)を与える拠点やサプライチェーン上の製品・サービスを特定する方法を説 明する	日立 サステナビリティレポート 2025 p.063 ネイチャーポジティブ >	
101-5 生物多様性へのインパクトを伴う場所	a. 生物多様性に最も著しいインパクトを与える拠点の所在地と面積(ヘクタール)を報告する b. 101-5-aで報告された各拠点について、生態学的に影響を受けやすい地域やその近くにあるかどうか、これらの地域までの距離、およびそれらが以下に該当するかどうかを報告する i. 生物多様性にとって重要な地域 ii. 生態系の十全性が高い地域 iii. 生態系の十全性が急速に低下している地域 iv. 物理的水リスクが高い地域 v. 先住民族や地域コミュニティ、その他のステークホルダーに生態系サービスによる便益をもたらすうえで重要な地域 c. 101-5-aで報告された各拠点で実施する活動を報告する d. 生物多様性に最も著しいインパクトを与えるサプライチェーンの製品やサービス、およびこれらの製品やサービスに関連する活動が行われる国や管轄区域を報告する		該当なし:基本的に日立が工場を建設する場所は工業団地内となるため、生物多様性価値の高い地域に延設することはありません
101-6 生物多様性の損失の直接的な要因	a. 組織の活動が土地や海域の利用変化につながる、あるいはつながる可能性があると101-5-aで報告された各拠点について、以下を報告する i. カットオフ日または基準日、および転換前後の生態系の種類 ii. 報告期間中に、集約的に利用されている生態系または改変された生態系が別の生態系に転換された土地と海域の面積(ヘクタール)、および転換前後の生態系の種類 b. 組織の活動が自然資源の搾取につながる、あるいはつながる可能性があると101-5-aで報告された各拠点について、以下を報告する i. 採捕された各野生種の量、種類、絶滅リスク ii. 取水量および水消費量(単位: 干kL) c. 組織の活動が汚染につながる、あるいはつながる可能性があると101-5-aで報告された各拠点について、発生した各汚染物質の量と種類を報告する d. 101-5-aで報告された組織の活動が侵略的外来種の導入につながる、またはつながる可能性のある各拠点について、侵略的外来種がどのように導入されているか、あるいは導入される可能性があるかを記載する e. 101-5-dで報告されたサプライチェーン内の各製品・サービスについて、101-6-a、101-6-b、101-6-c、101-6-dで要求される情報を、国または管轄区域ごとに内訳を付して報告する f. どのようにデータが作成されたかを理解するのに必要な背景情報を報告する (例:適用した基準、方法論、前提条件)		該当なし:基本的に日立が工場を建設する場所は工 業団地内となるため、生物多様性価値の高い地域に延 設することはありません
101-7 生物多様性の状態の変化	a. 101-5-aで報告された各拠点について、影響を受けた、またはその可能性がある生態系に関する以下の情報を報告する i. 基準年における生態系の種類 ii. 基準年における生態系の面積(単位:ヘクタール) iii. 基準年および当該報告期間における生態系の状態 b. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な背景情報(適用した基準、方法論、前提条件を含む)を報告する		該当なし:基本的に日立が工場を建設する場所は工 業団地内となるため、生物多様性価値の高い地域に延 設することはありません
101-8	a. 101-5-aで報告された各拠点について、組織の活動によって影響を受ける、あるいは受ける可能性のある生態系サービスおよび受益者を記載する		該当なし:基本的に日立が工場を建設する場所は工 業団地内となるため、生物多様性価値の高い地域に延

掲載場所

省略理由/説明

201: 経済パフォーマンス 2016

開示事項	要求事項	掲載場所	省略理由/説明
201-1 創出、分配した直接的経済価値	a. 創出、分配した直接的経済価値(発生主義ベースによる)。これには、組織のグローバルにおける事業について、次に一覧表示する基本要素を含める。データを現金主義で表示する場合は、その判断理由を次の基本要素に加えて報告する i. 創出した直接的経済価値:収益 ii. 分配した経済価値:事業コスト、従業員給与と諸手当、資本提供者への支払い、政府への支払い(国別)、コミュニティ投資 iii. 留保している経済価値:「創出した直接的経済価値」から「分配した経済価値」を引いたもの b. 影響が著しいものについて、創出・分配経済価値を国、地域、市場レベルに分けて報告する。 また「著しい」と判断する基準も報告する	Hitachi at a glance	
201-2 気候変動による財務上の影響、 その他のリスクと機会	a. 気候変動に起因してもたらされるリスクや機会で、事業、収益、費用に実質的な変動が生じる可能性のあるもの。次の事項を含む i. リスクと機会の記述。リスクと機会を物理的、規制関連、その他に分類 ii. リスクと機会に関連するインパクトの記述 iii. 措置を行う前から想定されるリスクと機会の財務上の影響 iv. リスクと機会をマネジメントするために用いた手法 v. リスクと機会をマネジメントするために行った措置のコスト	日立 サステナビリティレポート 2025 p.024 日立グループ サステナビリティ戦略「PLEDGES」 > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.053 気候変動による財務関連情報開示 (TCFDに基づく開示) > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.121 リスクマネジメント > 事業等のリスク 「プ 有価証券報告書(第156期) 「プ	

a. 組織の一般財源で当該制度の債務をまかなっている場合、その債務の推定額 b. 年金制度の債務を支払うために別の基金を持っている場合、次の事項 i. 年金制度の債務額のうち別途積み立て資産でカバーされる割合の推定値 ii. 当該推定値の計算基礎 201-3 確定給付型年金制度の負担、その他の iii. 推定値の計算時期 有価証券報告書(第156期) 退職金制度 c. 年金制度の債務を支払うために設けられた基金が不足している場合、雇用者が完全補償実現に向けて実施している戦略があれば それを説明する。また雇用者が完全補償実現の目標時期を設定している場合は、それについて説明する d. 従業員、雇用者による拠出額が給与に占める割合 e. 退職金積立制度への参加レベル (義務的参加か任意制度か、地域的制度か国の制度か、経済的インパクトがあるものか、など) a. 組織が報告期間中に各国政府から受け取った資金援助の総額。次の事項を含む i. 減税および税額控除 ii. 補助金 iii. 投資奨励金、研究開発助成金、その他関連助成金 iv. 賞金 201-4 株式情報 🖸 v. 特許権等使用料免除期間 政府から受けた資金援助 vi. 輸出信用機関 (ECA) からの資金援助 vii. 金銭的インセンティブ viii. その他、政府から受け取った、または受け取る予定の財務利益 b. 201-4-aの情報の国別内訳 c. 組織の株式保有構成における政府出資の有無、出資割合 202: 地域経済でのプレゼンス 2016 掲載場所 開示事項 要求事項 省略理由/説明 a. 従業員の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、その最低賃金に対する重要事業拠点新人給与の比率(男女別)を報告する 日立製作所および連結子会社の所在地は世界中の各 b. 組織の活動に携わるその他の労働者(従業員を除く)の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、最低賃金を上回る賃金が支払われて 地域にのぼり、最低賃金と新人給与の比率などの指標 202-1 いることを確認するためにどのような措置を取っているかを記述する 地域最低賃金に対する標準的新入社員 は各地の事情などにより異なるため、画一的な開示は不 c. 重要事業拠点を置く地域に地域最低賃金が存在するか否か、それが変動するものか否か(男女別)。参照すべき最低賃金が複数ある場合は、どの最 給与の比率(男女別) 適切と考えます。日立は各国・地域の法令および賃金 低賃金を使用したかを報告する 水準などに則り、適切な給与体系を徹底しています。 d. 「重要事業拠点」の定義 日立製作所および連結子会社の所在地は日本国内外 a. 重要事業拠点で地域コミュニティから採用した上級管理職の割合 202-2 b. 「上級管理職」の定義 の多数地域にのぼり「重要事業拠点」や「地域・地元」と 地域コミュニティから採用した c. 組織の「地域・地元」の地理的定義 いった統一的な定義づけはそぐわないと考えます。従って、 上級管理職の割合 d. 「重要事業拠点」の定義 現時点で集計していません。 203: 間接的な経済的インパクト 2016 掲載場所 開示事項 要求事項 省略理由/説明 a. 重要なインフラ投資や支援サービスを展開した範囲 日立 サステナビリティレポート 2025 p.018 社会への価値提供をめざして > 203-1 b. コミュニティや地域経済に与えているインパクト、または与えると思われるインパクト。プラスとマイナス双方を含む(該当する場合) インフラ投資および支援サービス 日立 サステナビリティレポート 2025 p.106 社会貢献活動 > c. 当該投資・サービスが商業目的のものか、現物支給するものか、無償で実施するものかを報告する a. 組織が与える著しい間接的な経済的インパクト(プラスおよびマイナス)と特定された事例 日立 サステナビリティレポート 2025 p.024 日立グループ サステナビリティ戦略「PLEDGES」> 203-2 b. 外部のベンチマークおよびステークホルダーの優先事項(国内および国際的な基準、協定、政策課題など)を考慮した場合の間接的な経済的インパクト 著しい間接的な経済的インパクト 日立 サステナビリティレポート 2025 p.032 エンゲージメントおよびリーダーシップ > の「著しさ」 204: 調達慣行 2016 要求事項 掲載場所 省略理由/説明 開示事項 a. 重要事業拠点で使用する調達予算のうち、当該事業所の地元にあるサプライヤーへの支出割合(地元で調達した商品やサービスの割合など)。 日立 サステナビリティレポート 2025 p.097 サステナブル調達 > 204-1 b. 組織の「地域・地元」の地理的定義 地元サプライヤーへの支出の割合 日立 サステナビリティレポート 2025 p.138 社会データ > c. 「重要事業拠点」の定義 205: 腐敗防止 2016 開示事項 要求事項 掲載場所 省略理由/説明 205-1 a. 腐敗に関するリスク評価の対象とした事業所の総数と割合 腐敗に関するリスク評価を 日立 サステナビリティレポート 2025 p.116 企業倫理・コンプライアンス > b. リスク評価により特定した腐敗関連の著しいリスク 行っている事業所 a. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合(地域別に) b. 従業員のうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合(従業員区分別、地域別に) 205-2 c. ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となった者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。 日立 サステナビリティレポート 2025 p.116 企業倫理・コンプライアンス > 腐敗防止の方針や手順に関する 腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する 日立 サステナビリティレポート 2025 p.147 ガバナンスデータ > コミュニケーションと研修 d. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に) e. 従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に) a. 確定した腐敗事例の総数と性質 205-3 b. 確定した腐敗事例のうち、腐敗を理由に従業員を解雇または懲戒処分したものの総数 日立 サステナビリティレポート 2025 p.116 企業倫理・コンプライアンス > 確定した腐敗事例と実施した措置 c. 確定した腐敗事例のうち、腐敗関連の契約違反を理由にビジネスパートナーと契約破棄または更新拒否を行ったものの総数 d. 報告期間中に組織または組織の従業員に対して腐敗に関連した訴訟が提起されている場合、その事例と結果 206: 反競争的行為 2016 開示事項 要求事項 掲載場所 省略理由/説明 206-1 a. 組織の関与が明らかとなった反競争的行為、反トラスト法違反、独占禁止法違反により、報告期間中に法的措置を受けた事例(終結しているもの、し **反競争的行為、反トラスト、独占的慣行** ていないもの) の件数 日立 サステナビリティレポート 2025 p.116 企業倫理・コンプライアンス > により受けた法的措置 b. 法的措置が終結したものについては、結果(決定や判決を含む)の主要点

要求事項

開示事項

開示事項	要求事項	<mark>掲載場所</mark>	省略理由/説明
207-1 税務へのアプローチ	a. 税務へのアプローチについての説明。次の事項を含む i 組織に税務戦略があるかないか。ある場合、公開していれば、その戦略へのリンク ii .組織内で税務戦略を正式にレビューおよび承認する ガバナンス機関 または業務執行取締役レベルの地位にある者、およびレビューの頻度 iii. 法令遵守へのアプローチ iv.税務へのアプローチが組織のビジネス戦略および 持続可能な発展 戦略にどのように結び付いているか	日立 サステナビリティレポート 2025 p.116 企業倫理・コンプライアンス >	
207-2 税務ガバナンス、管理、および リスクマネジメント	a. 税務ガバナンスおよび管理フレームワークの説明。次の事項を含む i. 組織内で税務戦略の遵守に責任を負う ガバナンス機関、または業務執行取締役レベルの地位にある者 ii. 税務へのアプローチがどのように組織に組み込まれているか iii. リスクを特定、管理、監視する方法を含む、税務リスクへのアプローチ iv. 税務ガバナンスおよび管理フレームワークの遵守状況をどのように評価しているか b. 税務に関連する組織の企業行動や誠実性に関する懸念を提起するためのメカニズムの説明 c. 税務に関する情報開示を保証するプロセスの説明。該当する場合、外部保証の報告書へのリンクまたは参照先	日立 サステナビリティレポート 2025 p.116 企業倫理・コンプライアンス >	
207-3 税務に関連するステークホルダー・エン ゲージメントおよび懸念への対処	a. 税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよびステークホルダーの懸念 に対処するためのアプローチの説明。次の事項を含む i. 税務当局とのエンゲージメントに対するアプローチ ii. 税務政策(税制)に関する提言活動へのアプローチ iii.ステークホルダー(外部のステークホルダーを含む)の意見や懸念事項を収集・検討するためのプロセス	日立 サステナビリティレポート 2025 p.116 企業倫理・コンプライアンス >	
207-4 国別の報告	a.組織の監査済み連結財務諸表に含まれる、または公式に提出される財務情報に記載されている事業体が、税務上所在するすべての 税務管轄区域 b. 開示事項207-4-aで報告した税務管轄区域のそれぞれについて i. 所在する事業体の名称 ii. 組織の主たる活動 iii. 従業員 数、およびごの数字の算定基準 iv. 外部売上による収益 v. 他の税務管轄区域とのグループ内取引による収益 v. 他の税務管轄区域とのグループ内取引による収益 vi.税引前損益 vii. 現金または現金同等物を除く有形資産 viii. 実際に支払った法人所得税 ix. 損益に基づいて発生する法人所得税 x. 税引前損益に法定税率が適用される場合に、損益に基づき発生する法人所得税と実際の納税額に差がある理由 c. 開示事項207-4で報告する情報の対象期間	日立 サステナビリティレポート 2025 p.116 企業倫理・コンプライアンス >	
301:原材料 2016 開示事項	要求事項	掲載場所	省略理由/説明
301-1 使用原材料の重量または体積	a. 組織が報告期間中に主要製品やサービスの生産、梱包に使用した原材料の重量または体積の総計。次の分 類による i. 使用した再生可能でない原材料 ii. 使用した再生可能原材料	日立 サステナビリティレポート 2025 p.060 サーキュラーエコノミー > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ >	情報が入手困難: 多様な事業を展開している特性上、主要製品の定義づけは困難であり、当該情報は算出していませんが、日立の「サステナビリティレポート2025 (p.129 環境データ) 」において、原材料投入量を新材と再生材などに分けて明記しています。
301-2 使用したリサイクル材料	a. 組織の主要製品やサービスの生産に使用したリサイクル材料の割合	日立 サステナビリティレポート 2025 p.060 サーキュラーエコノミー > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ >	情報が入手困難: 多様な事業を展開している特性上、主要製品の定義づけは困難であり、当該情報は算出していませんが、日立の「サステナビリティレポート2025 (p.129 環境データ) 」において、原材料投入量を新材と再生材などに分けて明記しています。
301-3 再生利用された製品と梱包材	a. 再生利用された製品と梱包材の割合(製品区分別に) b. 本開示事項のデータ収集方法	日立 サステナビリティレポート 2025 p.060 サーキュラーエコノミー > 環境への取り組み:プラスチック廃棄物有効利用 「プ	
302: エネルギー2016 開示事項	要求事項	掲載場所	省略理由/説明
302-1 組織内のエネルギー消費量	a. 組織内における再生可能でないエネルギー源に由来する総燃料消費量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による)。使用した燃料の種類も記載する b. 組織内における再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による)。使用した燃料の種類も記載する c. 次の総量(ジュール、ワット時、またはその倍数単位による) i. 電力消費量 ii. 暖房消費量 iii. 冷房消費量 iv. 素気消費量 iv. 素気消費量 d. 次の総量(ジュール、ワット時、またはその倍数単位による) i. 販売した電力 ii. 販売した暖房 iii. 販売した冷房 iv. 販売した冷房 iv. 販売した発気 e. 組織内のエネルギー総消費量(ジュールまたはその倍数単位による) f. 使用した要換係数の情報源	日立 サステナビリティレポート 2025 p.047 脱炭素 > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ > 環境への取り組み:環境負荷データ等の算定方法 「プ	
302-2 組織外のエネルギー消費量	a. 組織外のエネルギー総消費量(ジュールまたはその倍数単位による) b. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール c. 使用した変換係数の情報源	日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ(バリューチェーンを通じた温室効果ガス排出量) > 環境への取り組み:環境負荷データ等の算定方法 「プ	
302-3 エネルギー原単位	a. 組織のエネルギー原単位 b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標 c. 原単位に含まれるエネルギーの種類(燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて) d. 原単位計算に使用したのは、組織内のエネルギー消費量、組織外のエネルギー消費量、もしくはこの両方か		事業所(ファクトリー・オフィス)のエネルギー使用量については、総使用量の開示を行っています。日立の効率改善の指標開示は、エネルギー原単位からCO2原単位へ移行しており、CO2原単位により効率改善が管理できることから、現時点ではエネルギー原単位の開示は不要と考えます
302-4 エネルギー消費量の削減	a. エネルギーの節約および効率化の取り組みによる直接的な結果として削減されたエネルギー消費量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による) b. 削減されたエネルギーの種類(燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて) c. 削減されたエネルギー消費量の計算に使用した基準(基準年、基準値など)と、その基準選定の理論的根拠 d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	日立 サステナビリティレポート 2025 p.047 脱炭素 > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ > 環境への取り組み:環境負荷データ等の算定方法 「プ	
302-5 製品およびサービスのエネルギー 必要量の削減	a. 販売する製品およびサービスが必要とするエネルギーの報告期間中におけるエネルギー削減量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による) b. 削減されたエネルギー消費量の計算に使用した基準(基準年 、 基準値 など)と、その基準選定の理論的根拠 c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	日立 サステナビリティレポート 2025 p.047 脱炭素 >	

掲載場所

省略理由/説明

303: 小C)無小 2018 開示事項	要求事項	掲載場所	省略理由/説明
303-1 共有資源としての水との相互作用	a. 取水、消費、排出の方法と場所を含む、組織と水との相互作用の記述、および組織が引き起こしたあるいは助長した、あるいは取引関係によって事業、製品、サービスに直接結びつく水関連のインパクト (例: 流出水によるインパクト) b. 評価の範囲、期間、使用したツールや方法を含む、水関連のインパクトを特定するために用いた手法の記述 c. 水関連のインパクトがどのように対処されているかについて、以下を含めた記述。組織が水を共有資源として取り扱うためにどのようにステークホルダーと協力しているか、また、著しい水関連のインパクトのあるサプライヤーや顧客とどのように関わっているか d. 組織の水と廃水に関するマネジメント方法の一部である水関連の目標およびターゲットを設定するプロセス、および水ストレスを伴う各地域の公共政策と地域の状況との関係に対する説明	日立 サステナビリティレポート 2025 p.063 ネイチャーポジティブ > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ >	
303-2 排水に関連するインパクトの マネジメント	a. 排出される廃水の水質について設定した最低限の基準と、これらの最低限の基準をどのように決定したかについての記述 i. 排出基準のない地域での施設からの排水基準をどのように決定したか ii. 組織内で作成された水質基準またはガイドライン iii. 考慮した業種特有の基準 iv. 排水を受け入れる水域の特性を考慮したか	日立 サステナビリティレポート 2025 p.063 ネイチャーポジティブ > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ >	
303-3 取水	a. すべての地域からの総取水量(単位:千kL)、および該当する場合は次の取水源ごとの総取水量の内訳 i. 地表水 ii. 地下水 iii. 海水 iv. 生産随伴水 v. 第三者の水 b. 水ストレスを伴うすべての地域からの総取水量(単位:千kL)、および該当する場合は、次の取水源ごとの総取水量の内訳 i. 地表水 ii. 地下水 iii. 海水 iv. 生産随伴水 v. 第三者の水 b. 水ストレスを伴うすべての地域からの総取水量(単位:千kL)、および該当する場合は、次の取水源ごとの総取水量の内訳 c. 開示事項303-3-aおよび開示事項303-3-bに記載された取水源ごとの総取水量の内訳 c. 開示事項303-3-aおよび開示事項303-3-bに記載された各取水源からの、次のカテゴリーごとの総取水量の内訳 i. 淡水(総溶解固形分 ≤1,000mg/L) ii.その他の水(総溶解固形分 >1,000 mg/L) d. 適用した基準、方法論、前提条件など、どのようにデータが編集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報	日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ >	
303-4 排水	a. すべての地域の総排水量(単位:千kL)、および該当する場合は次の排水先タイプ別の総排水量内訳 i. 地表水 ii. 地下水 iii. 海水 iv. 第三者の水、および該当する場合は、他の組織の使用のために送った合計量 b. すべての地域への総排水量(単位:千kL)についての次のカテゴリー別内訳 i. 淡水(総溶解固形分 ≤1,000mg/L) ii. その他の水(総溶解固形分 >1,000 mg/L) c. 水ストレスを伴うすべての地域への総排水量(単位:千kL)、および次のカテゴリー別の総排水量内訳 i. 淡水(総溶解固形分 >1,000mg/L) ii. その他の水(総溶解固形分 >1,000mg/L) ii. その他の水(総溶解固形分 >1,000 mg/L) d. 排水処理を行う、優先的に懸念される物質。次を含む i. 優先的に懸念される物質の定義の方法、および利用している国際規格、信頼できるリスト、あるいは規準 ii. 優先的に懸念される物質の排出限度を設定する方法 iii. 排出限度に違反した事案数 e. 適用した基準、方法論、前提条件など、どのようにデータが編集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報	日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ >	
303-5 水消費	a. すべての地域での総水消費量(単位:千kL) b. 水ストレスを伴うすべての地域での総水消費量(単位:千kL) c. 水の保管が水関連の著しいインパクトを及ぼすことが特定された場合の水保管量の変化(単位:千kL) d. どのようにデータが編集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など。ここには、情報を計算・推定・モデル化したか、直接的な測定から得たかどうかや、またセクター特有の因子を使用することなど、このために用いた方法を含む	日立 サステナビリティレポート 2025 p.063 ネイチャーポジティブ > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ >	
305: 大気への排出 2016 開示事項	要求事項	掲載場所	省略理由/説明
305-1 直接的なGHG排出(スコープ1)	a. 直接的(スコープ1)GHG排出量の総計(CO ₂ 換算値(t-CO ₂)による) b. 計算に用いたガス(CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ 、またはそのすべて) c. 生物由来のCO ₂ 排出量(CO ₂ 換算値(t-CO ₂)による) d. 計算の基準年(該当する場合、次の事項を含む) i. その基準年を選択した理論的根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP情報源の出典 f. 排出量に関して選択した連結アプローチ(株式持分、財務管理、もしくは経営管理) g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	日立 サステナビリティレポート 2025 p.047 脱炭素 > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ > 環境への取り組み:環境負荷データ等の算定方法 「プ	
305-2 間接的なGHG排出(スコープ2)	a. \Box ケーション基準の 間接的なGHG排出量(スコープ2) の総計(CO_2 換算値(t- CO_2) による) b. 該当する場合、マーケット基準の間接的なGHG排出量(スコープ2)の総計(CO 換算値(t- CO_2)による) c. データがある場合、総計計算に用いたガス(CO_2 、 CH_4 、 N_2O 、 CO_3 、HFC、 CO_3 、 CO_3 、 またはそのすべて)		
	d. 計算の基準年(該当する場合、次の事項を含む) i. その基準年を選択した理論的根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP情報源の出典 f. 排出量に関して選択した連結アプローチ(株式持分、財務管理、経営管理) g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	日立 サステナビリティレポート 2025 p.047 脱炭素 > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ > 環境への取り組み:環境負荷データ等の算定方法 「プ	
305-3 その他の間接的なGHG排出(スコープ 3)	d. 計算の基準年(該当する場合、次の事項を含む) i. その基準年を選択した理論的根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP情報源の出典 f. 排出量に関して選択した連結アプローチ(株式持分、財務管理、経営管理) g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール a. その他の間接的なGHG排出量(スコープ3)の総計(CO ₂ 換算値(t-CO ₂)による) b. データがある場合、総計計算に用いたガス(CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ 、またはそのすべて) c. 生物由来のCO ₂ 排出量(CO ₂ 換算値(t-CO ₂)による) d. 計算に用いたその他の間接的(スコープ3)GHG排出量の区分と活動 o. 計算に用いたその他の間接的(スコープ3)GHG排出量の区分と活動	日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ >	
その他の間接的なGHG排出(スコープ 3) 305-4	d. 計算の基準年(該当する場合、次の事項を含む) i. その基準年を選択した理論的根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP情報源の出典 f. 排出量に関して選択した連結アプローチ(株式持分、財務管理、経営管理) g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール a. その他の間接的なGHG排出量(スコープ3)の総計(CO₂換算値(t-CO₂)による) b. データがある場合、総計計算に用いたガス(CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF6、NF3、またはそのすべて) c. 生物由來のCO₂排出量(CO₂換算値(t-CO₂)による) d. 計算に用いたその他の間接的(スコープ3)GHG排出量の区分と活動 e. 計算の基準年(該当する場合、次の事項を含む) i. その基準年を選択した理論的根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 f. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP情報源の出典 g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール a. 組織のGHG排出原単位 b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標	日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ > 環境への取り組み:環境負荷データ等の算定方法 「日立 サステナビリティレポート 2025 p.047 脱炭素 > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ >	

a. ODSの生産量、輸入量、輸出量(CFC-11(トリクロロフルオロメタン)換算値による) 305-6 b. 計算に用いた物質 オゾン層破壊物質は開示をしておりません。 オゾン層破壊物質 (ODS) の排出量 c. 使用した排出係数の情報源 d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール a. 次の重大な大気排出物の量(キログラムまたはその倍数単位(トンなど)による) i. NOx ii. SOx iii. 残留性有機汚染物質(POP) 305-7 日立 サステナビリティレポート 2025 p.063 ネイチャーポジティブ > 窒素酸化物(NOx)、硫黄酸化物 iv. 揮発性有機化合物(VOC) 日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ > (SOx)、およびその他の重大な大気 v. 有害大気汚染物質(HAP) 環境への取り組み:環境負荷データ等の算定方法

「 排出物 vi. 粒子状物質(PM) vii. この他、関連規制で定めている標準的大気排出区分 b. 使用した排出係数の情報源 c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール 306: 廃棄物 2020 掲載場所 開示事項 要求事項 省略理由/説明 a. 組織の実際および潜在的な廃棄物関連の著しいインパクトについて、その内容を説明する。 306-1 日立 サステナビリティレポート 2025 p.060 サーキュラーエコノミー > **廃棄物の発生と廃棄物関連の著しいイ** i.これらのインパクトにつながる、またはつながる可能性のあるインプット、活動、およびアウトプット 日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ > ii.これらのインパクトが、組織自身の活動で発生した廃棄物に関連しているか、またはバリューチェーンの上流または下流で発生した廃棄物に関連しているか ンパクト a. 組織自身の活動およびバリューチェーンの上流と下流における廃棄物の発生を防止し、発生した廃棄物からの著しいインパクトを管理するために取られた 循環型対策を含む行動 日立 サステナビリティレポート 2025 p.060 サーキュラーエコノミー > 306-2 b. 組織が自らの活動で発生した廃棄物が第三者によって管理されている場合、その第三者が契約上または法的な義務に沿って廃棄物を管理しているかどう 廃棄物関連の著しいインパクトの管理 日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ > かを判断するために使用されたプロセスの説明 c. 廃棄物に関連するデータを収集し、監視するために使用されたプロセス 306-3 a. 発生した廃棄物の総重量(トン)と、その総重量の内訳を廃棄物の組成別に示す 日立 サステナビリティレポート 2025 p.060 サーキュラーエコノミー > 発生した廃棄物 b. データを理解するために必要な文脈情報と、そのデータがどのように集計されたか 日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ > a. 処分されなかった廃棄物の総重量(トン)と、その総重量の内訳を廃棄物の組成別に示す b. 処分されなかった有害廃棄物の総重量(トン)と、その総重量の内訳を次の回収作業別に示す i. 再利用のための準備 ii. リサイクル iii. その他の回収作業 c. 処分されなかった非有害廃棄物の総重量(トン)と、その総重量の内訳を次の回収作業別に示す 306-4 i. 再利用のための準備 日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ > 処分されなかった廃棄物 ii. リサイクル iii. その他の回収作業 d. 開示事項306-4-bおよび306-4-cに記載されている各回収作業について、処分されなかった有害廃棄物および非有害廃棄物の総重量(トン)の内 訳を示す i. オンサイト ii. オフサイト e. データを理解するために必要な文脈情報と、そのデータがどのように集計されたか a. 処分された廃棄物 の総重量(トン)と、その総重量の内訳を廃棄物の組成別に示す b. 処分された有害廃棄物の総重量(トン)と、その総重量の内訳を次の処分作業別に示す i. 焼却(エネルギー回収あり) ii. 焼却(エネルギー回収なし) iii. 埋立て iv. その他の処分 c. 処分された非有害廃棄物の総重量(トン)と、その総重量の内訳を次の処分作業別に示す 306-5 i. 焼却(エネルギー回収あり) 日立 サステナビリティレポート 2025 p.129 環境データ > 処分された廃棄物 ii. 焼却(エネルギー回収なし) iii. 埋立て その他の処分 d. 開示事項306-5-bおよび306-5-cに記載されている各処分作業について、処分された有害廃棄物および非有害廃棄物の総重量(トン)の内訳を示 i. オンサイト ii. オフサイト e. データを理解するために必要な背景情報と、そのデータがどのように集計されたか 308: サプライヤーの環境面のアセスメント 2016 開示事項 掲載場所 省略理由/説明 要求事項 比率については現時点で集計していませんが、ESGに関 308-1 する基準を盛り込んだ「日立製作所購買取引行動指 環境基準により選定した新規サプライ a. 環境基準により選定した新規サプライヤーの割合 針」に基づきサプライヤーの選定を行い、すべての取引に おいて徹底しています a. 環境インパクト評価の対象としたサプライヤーの数 b. 著しいマイナスの環境インパクト(顕在化しているもの、潜在的なもの)があると特定されたサプライヤーの数 c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの環境インパクト (顕在化しているもの、潜在的なもの) 308-2 サプライチェーンにおけるマイナスの環境 d. 著しいマイナスの環境インパクト(顕在化しているもの、潜在的なもの)があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプラ 日立 サステナビリティレポート 2025 p.047 脱炭素 > インパクトと実施した措置 e. 著しいマイナスの環境インパクト(顕在化しているもの、潜在的なもの)があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライヤー の割合およびその理由 401: 雇用 開示事項 要求事項 掲載場所 省略理由/説明 401-1 a. 報告期間中における従業員の新規雇用の総数と比率(年齢層、性別、地域による内訳) 日立 サステナビリティレポート 2025 p.138 社会データ > 従業員の新規雇用と離職 b. 報告期間中における従業員の離職の総数と比率(年齢層、性別、地域による内訳) a. 組織の フルタイム従業員 には標準支給されるが、有期雇用の従業員 や パートタイム従業員 には支給されない 手当(重要事業拠点別)。これらの 手当には、少なくとも次のものを含める i. 生命保険 ii. 医療 401-2 フルタイム従業員には支給され、有期雇 iii. 身体障がいおよび病気補償 日立 サステナビリティレポート 2025 p.088 ワーク・ライフ・マネジメント > 用の従業員やパートタイム従業員には支 iv. 育児休暇 給されない手当 v. 定年退職金 vi. 持5株制度 vii. その他 b. 「重要事業拠点 Iの定義 a. 育児休暇を取得する権利を有していた従業員の総数(男女別) b. 育児休暇を取得した従業員の総数(男女別) 日立 サステナビリティレポート 2025 p.088 ワーク・ライフ・マネジメント > 401-3 c. 報告期間中に育児休暇から復職した従業員の総数(男女別) 育児休暇 日立 サステナビリティレポート 2025 p.138 社会データ > d. 育児休暇から復職した後、12ヶ月経過時点で在籍している従業員の総数(男女別) e. 育児休暇後の従業員の復職率および定着率(男女別)

402: 労使関係 2016			
開示事項	要求事項	掲載場所	省略理由/説明
402-1 事業上の変更に関する最低通知期間	a. 従業員に著しい影響を及ぼす可能性がある事業上の重大な変更を実施する場合、従業員および従業員代表に対して、通常、最低何週間前までに通知を行っているかb. 労働協約 のある組織の場合、通知期間や協議・交渉に関する条項が労働協約に明記されているか否か	日立 サステナビリティレポート 2025 p.091 結社の自由と団体交渉 >	
403: 労働安全衛生 2018		+O +b +D	∠Ыπ ∀ ΤΩ → √=4.00
開示事項 	要求事項 	<mark>掲載場所</mark> 	省略理由/説明
403-1 労働安全衛生マネジメントシステム	a. 労働安全衛生マネジメントシステムが導入されているかどうかの声明 i. 法的要件によりシステムが導入されていることと、その場合は法的要件のリスト ii. リスクマネジメントあるいはマネジメントシステムの公式な標準・手引きに基づいてシステムが導入されていることと、その場合は標準・手引きのリスト b. 労働安全衛生マネジメントシステムが対象とする労働者、事業活動および職場の範囲の説明。もし対象でないならば、範囲に含まれていない労働者、事業活動、職場についての理由説明	日立 サステナビリティレポート 2025 p.081 安全衛生 >	
403-2 危険性(ハザード)の特定、リスク評価、 事故調査	a. 労働関連の危険性 (ハザード) を特定し、日常的かつ臨時的にリスクを評価し、危険性 (ハザード) を排除しリスクを最小限に抑えるための 管理体系 を適用するために使用されるプロセスの説明 i. 組織がこれらのプロセスの質を保証する方法 (それらを実行する人の能力・力量 (コンピテンシー) を含む) これらのプロセスの結果を使用 ii. これらのプロセスの質を保証する方法 (それらを実行する人の能力・力量 (コンピテンシー) を含む) これらのプロセスの結果を使用 ii. これらのプロセスの結果を使用して労働安全衛生マネジメントシステムを評価し、継続的に改善する方法 b. 労働関連の危険性(ハザード)や危険な状況を労働者が報告するプロセスの説明、および労働者が報復措置からどのように保護されているかの説明 c. 傷害や疾病・体調不良を引き起こす可能性があると思われる労働状況において労働者が自ら回避できるようにする方針とプロセスの説明、労働者が報復措置からどのように保護されているかの説明 d. 労働関連の事故調査のために使用されるプロセスの説明 (プロセスとは、危険性(ハザード)を特定し事故に関連するリスクを評価すること、管理体系を使用して是正措置を決定すること、労働安全衛生マネジメントシステムに必要な改善を決定すること、を含む)	日立 サステナビリティレポート 2025 p.081 安全衛生 > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.121 リスクマネジメント >	
403-3 労働衛生サービス	a. 危険性(ハザード)の特定と排除、リスクの最小化に寄与する労働衛生サービスの機能の説明、どのように組織がこれらのサービスの質を保証し、労働者の アクセスを促進するかについての説明	日立 サステナビリティレポート 2025 p.081 安全衛生 >	
403-4 労働安全衛生における労働者の参加、 協議、コミュニケーション	a. 労働安全衛生マネジメントシステムの開発、実施、評価における労働者の参加と協議のプロセスと、労働者が労働安全衛生に関する情報を入手し、関連情報を伝達するためのプロセスに関する説明 b. 制度上の労使合同安全衛生委員会が存在する場合は、その委員会の責任、会議の頻度、意思決定機関に関する説明。また、これらの委員会に代表されていない労働者がいる場合、その理由	日立 サステナビリティレポート 2025 p.081 安全衛生 > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.091 結社の自由と団体交渉 >	
403-5 労働安全衛生に関する労働者研修	a. 労働者に提供される労働安全衛生における研修に関する説明。すなわち、一般的な訓練に加えて、特定の労働関連の危険性(ハザード)、危険な活動、または危険な状況に関わる研修が想定できる	日立 サステナビリティレポート 2025 p.081 安全衛生 >	
	a. 組織は、業務に起因しない場合の医療およびヘルスケア・サービスへの労働者のアクセスをどうのように促進するかの説明、および提供されるアクセスの範囲		
403-6 労働者の健康増進	の説明 b. 対象となる特定の健康リスクを含む、労働関連でない主要な健康リスクに対処するために労働者に提供される任意の健康増進サービスおよびプログラムの 説明、および組織がこれらのサービスやプログラムへの労働者のアクセスをどのように促進するかについての説明	日立 サステナビリティレポート 2025 p.081 安全衛生 >	
403-7 ビジネス上の関係で直接結びついた労働 安全衛生の影響の防止と軽減	a. ビジネス上の関係により、運営、製品またはサービスに直接関連する労働安全衛生上の重大なマイナスの影響を防止、軽減するための組織のアプローチ、および関連する危険性(ハザード)やリスクの説明 a. 組織は、法的要件または公式の標準・手引きに基づく労働安全衛生システムを導入しているか	日立 サステナビリティレポート 2025 p.081 安全衛生 >	
403-8 労働安全衛生マネジメントシステムの対 象となる労働者	 i. システムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合 ii. 内部監査を受けたシステムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合 iii. 外部監査または認証を受けたシステムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合 b. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのかの説明 c. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など 	日立 サステナビリティレポート 2025 p.081 安全衛生 >	
403-9 労働関連の傷害	a. すべての従業員について i. 労働関連の傷害による死亡者数と割合 ii. 重大結果に繋がる労働関連の傷害者数と割合 ii. 野会別を含める労働関連の傷害者数と割合 iv. 労働時間 b. 従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について i. 労働関連の傷害による死亡者数と割合 ii. 重大結果に繋がる労働関連の傷害者数と割合 ii. 重大結果に繋がる労働関連の傷害者数と割合 ii. 記録対象となる労働関連の傷害者数と割合 iv. 労働時間 c. 重大結果に繋がる労働関連の傷害者数と割合 iv. 労働時間 c. 重大結果に繋がる傷害のリスクを引き起こす危険性(ハザード)、次を含む i. どのようにこれらの危険性(ハザード)が決定されたのか ii. ごれらの危険性(ハザード)が決定されたのか iii. 管理体系を使用して、これらの危険性(ハザード)を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行中の措置 d. 管理体系を使用して、これらの危険性(ハザード)を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行中の措置 e. 上記の労働関連の傷害の割合は、労働時間200,000時間もしくは1,000,000時間あたりに基づき計算された割合かどうか f. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのかの説明 g. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など	日立 サステナビリティレボート 2025 p.081 安全衛生 > 日立 サステナビリティレボート 2025 p.138 社会データ >	
403-10 労働関連の疾病・体調不良	a. すべての従業員について i. 労働関連の疾病・体調不良による死亡者数 ii. 記録対象となる労働関連の疾病・体調不良の発症数 iii. 労働関連の疾病・体調不良の主な種類 b. 従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について i. 労働関連の疾病・体調不良による死亡者数 ii. 記録対象となる労働関連の疾病・体調不良の発症数 iii. 別働関連の疾病・体調不良の主な種類 c. 疾病・体調不良のリスクを引き起こす危険性(ハザード)、次を含む i. どのようにこれらの危険性(ハザード)が決定されたか ii. これらの危険性(ハザード)が決定されたか ii. これらの危険性(ハザード)のどれが、報告期間中、疾病・体調不良を引き起こしたのか、もしくは助長したのか iii. 管理体系を使用して、これらの危険性(ハザード)を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行中の措置 d. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのかの説明	日立 サステナビリティレポート 2025 p.081 安全衛生 > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.138 社会データ >	

d. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのかの説明 e. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など

404: 研修と教育 2016

開示事項	要求事項	掲載場所	省略理由/説明
404-1 従業員一人あたりの年間平均研修時間	a. 報告期間中に、組織の従業員が受講した研修の平均時間(次の内訳による) i. 性別 ii. 従業員区分	日立 サステナビリティレポート 2025 p.138 社会データ >	
404-2 従業員スキル向上プログラムおよび移行 支援プログラム	a. 従業員のスキル向上のために実施したプログラムの種類、対象と、提供した支援 b. 雇用適性の維持を促進するために提供した移行支援プログラムと、定年退職や雇用終了に伴うキャリア終了マネジメント	日立 サステナビリティレポート 2025 p.069 グローバル人財マネジメント > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.088 ワーク・ライフ・マネジメント >	
404-3 業績とキャリア開発に関して定期的なレ ビューを受けている従業員の割合	a. 報告期間中に、業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合(男女別、従業員区分別に)	日立 サステナビリティレポート 2025 p.069 グローバル人財マネジメント >	

405: ダイバーシティと機会均等 2016

開示事項	要求事項	掲載場所	省略理由/説明
405-1 ガバナンス機関および従業員のダイバー シティ	a. 組織のガバナンス機関に属する個人で、次のダイバーシティ区分に該当する者の割合 i. 性別 ii. 年齢層: 30歳未満、30歳~50歳、50歳超 iii. 該当する場合には、その他のダイバーシティ指標(例えばマイノリティ、社会的弱者など) b. 次のダイバーシティ区分の従業員区分別の従業員の割合 i. 性別 ii. 年齢層: 30歳未満、30歳~50歳、50歳超 iii. 該当する場合には、その他のダイバーシティ指標(例えばマイノリティ、社会的弱者など)	日立 サステナビリティレポート 2025 p.076 多様な視点 > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.110 コーポレートガバナンス > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.138 社会データ > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.147 ガバナンスデータ >	
405-2 基本給と報酬の男女比	a. 女性の基本給と報酬の、男性の基本給と報酬に対する比率(従業員区分別、重要事業拠点別に) b. 「重要事業拠点」の定義	日立 サステナビリティレポート 2025 p.076 多様な視点 > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.138 社会データ > 有価証券報告書(第156期) 🖸	

406: 非差別 2016

100. 分生的 2010					
	開示事項	要求事項	掲載場所	省略理由/説明	
	406-1 差別事例と実施した救済措置	a. 報告期間中に生じた差別事例の総件数b. 事例の状況と実施した措置。次の事項を含むi. 組織により確認された事例ii. 実施中の救済計画 iii. 実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果iv. 措置が不要となった事例	日立 サステナビリティレポート 2025 p.092 人権尊重 > 日立 サステナビリティレポート 2025 p.116 企業倫理・コンプライアンス >		

407: 結社の自由と団体交渉 2016

開水事項	要求事 填	<mark>掲載場所</mark> ····································	省略理田/説明
	a. 労働者の結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー。次の事項に関して i. 事業所(製造工場など)およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 b. 結社の自由や団体交渉の権利行使を支援するため、組織が報告期間中に実施した対策	日立 サステナビリティレポート 2025 p.091 結社の自由と団体交渉 >	

408: 児童労働 2016

開示事項	要求事項	掲載場所	省略理由/説明
408-1 児童労働事例に関して著しいリスクか る事業所およびサプライヤー	a. 次の事例に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー i. 児童労働 ii. 年少労働者による危険有害労働への従事 b. 児童労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー(次の観点による) i. 事業所(製造工場など)およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 c. 児童労働の効果的な根絶のために報告期間中に組織が実施した対策	日立 サステナビリティレポート 2025 p.092 人権尊重 >	

409: 強制労働 2016

	示事項	要求事項	掲載場所	省略理由/説明
弱	09-1 館制労働事例に関して著しいリスクがあ 事業所およびサプライヤー	a. 強制労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー。次の事項に関して報告する i. 事業所(製造工場など)およびサプライヤーの種類 ii.リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 b. あらゆる形態の強制労働を撲滅するために報告期間中に組織が実施した対策	日立 サステナビリティレポート 2025 p.092 人権尊重 >	

410: 保安慣行 2016

開示事項	要求事項 	·····································	省略理由/説明
410-1 人権方針や手順について研修を受けた 保安要員	a. 組織の人権方針や特定の手順およびその保安業務への適用について正式な研修を受けた保安要員の割合 b. 保安要員の提供を受けている第三者組織に対して同様の研修要件を適用しているか否か		現時点で開示していません

411: 先住民族の権利 201 開示事項	16 要求事項	掲載場所	省略理由/説明
411-1 先住民族の権利を侵害した事例	a. 報告期間中に、先住民族の権利を侵害したと特定された事例の総件数 b. 事例の状況と実施した措置(次の事項を含める) i. 組織により確認された事例 ii. 実施中の是正計画 iii. 実施済みの是正計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果 iv. 措置が不要となった事例		現時点で開示していません

開示事項 要求事項 掲載場所 省略理由/説明 a. 地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施(次のものなどを活用して) した事業所の割合 i. 一般参加型アプローチに基づく社会インパクト評価(ジェンダーインパクト評価を含む) ii. 環境インパクト評価および継続的モニタリング 413-1 地域コミュニティとのエンゲージメント、イ iii. 環境および社会インパクト評価の結果の公開 日立 サステナビリティレポート 2025 p.106 社会貢献活動 > ンパクト評価、開発プログラムを実施した iv. 地域コミュニティのニーズに基づく地域コミュニティ開発プログラム 事業所 v. ステークホルダー・マッピングに基づくステークホルダー・エンゲージメント計画 vi. 広範なコミュニティ協議委員会や社会的弱者層を包摂する各種プロセス vii. インパクトに対処するための労使協議会、労働安全衛生委員会、その他従業員代表機関 viii. 正式な地域コミュニティ苦情処理プロセス --- - a. 地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト (顕在化しているもの、潜在的なもの) を及ぼす事業所。次の事項を含む : 東来記の記を地 i. 事業所の所在地 現時点で開示していません クト(顕在化しているもの、潜在的なも ii. 事業所が及ぼす著しいマイナスのインパクト (顕在化しているもの、潜在的なもの) の)を及ぼす事業所 414:サプライヤーの社会面のアセスメント 2016 掲載場所 開示事項 省略理由/説明 要求事項 比率については現時点で集計していませんが、ESGに関 414-1 する基準を盛り込んだ「日立製作所購買取引行動指 社会的基準により選定した新規サプライ a. 社会的基準により選定した新規サプライヤーの割合 針」に基づきサプライヤーの選定を行い、すべての取引に おいて徹底しています a. 社会的インパクト評価の対象とした サプライヤー の数 b. 著しいマイナスの社会的インパクト(顕在化しているもの、潜在的なもの)があると特定されたサプライヤーの数 414-2 c.サプライチェーン で特定した著しいマイナスの社会的インパクト (顕在化しているもの、潜在的なもの) サプライチェーンにおけるマイナスの社会 d.著しいマイナスの社会的インパクト(顕在化しているもの、潜在的なもの)があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプ 日立 サステナビリティレポート 2025 p.097 サステナブル調達 > 的インパクトと実施した措置 e.著しいマイナスの社会的インパクト(顕在化しているもの、潜在的なもの)があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライ ヤーの割合およびその理由 415: 公共政策 2016 開示事項 要求事項 掲載場所 省略理由/説明 a. 組織が直接、間接に行った政治献金および現物支給の総額(国別、受領者・受益者別) 415-1 現時点で開示していません 政治献金 b. 現物支給を金銭的価値に推計した方法 (該当する場合) 416: 顧客の安全衛生 2016 開示事項 要求事項 掲載場所 省略理由/説明 416-1 製品およびサービスのカテゴリーに対する a. 重要な製品およびサービスのカテゴリーのうち、安全衛生インパクトの評価を改善のために行っているものの割合 現時点で開示していません 安全衛生インパクトの評価 a. 報告期間中に、製品やサービスについて発生した安全衛生インパクトに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象なった規制違反の事例 416-2 製品およびサービスの安全衛生インパク ii. 警告の対象となった規制違反の事例 現時点で開示していません トに関する違反事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる 417: マーケティングとラベリング 2016 省略理由/説明 開示事項 要求事項 掲載場所 a. 製品およびサービスの情報とラベリングに関して、組織が定める手順において、次の各事項の情報が求められているか否か i. 製品またはサービスの構成要素の調達 417-1 ii. 内容物(特に環境的、社会的インパクトを生じさせる可能性のあるもの) 日立 サステナビリティレポート 2025 p.102 品質・製品安全 > 製品およびサービスの情報とラベリングに iii. 製品またはサービスの利用上の安全性 日立 サステナビリティレポート 2025 p.105 顧客満足 > 関する要求事項 iv. 製品の廃棄と、環境的、社会的インパクト v. その他(詳しく説明のこと) b. 重要な製品・サービスのカテゴリーのうち、組織が定める手順の対象であり、手順の遵守評価を行っているものの割合 a. 製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 417-2 **製品およびサービスの情報とラベリングに** ii. 警告の対象となった規制違反の事例 現時点で開示していません 関する違反事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる a. マーケティング・コミュニケーション (広告、宣伝、スポンサー業務など) に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による 417-3 i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 マーケティング・コミュニケーションに関する ii. 警告の対象となった規制違反の事例 日立 サステナビリティレポート 2025 p.105 顧客満足 > 違反事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる

418: 顧客プライバシー 2016

a. 顧客プライバシーの侵害に関して具体化した不服申立の総件数。次の分類による

418-1 i. 外部の当事者から申立を受け、組織が認めたもの

c. 重大な漏出のインパクト

顧客プライバシーの侵害および顧客デー ii. 規制当局による申立 タの紛失に関して具体化した不服申立 b. 顧客データの漏えい、窃盗、紛失の総件数

b. 顧客データの漏えい、窃盗、紛失の総件数 c. 具体化した不服申立が無い場合は、その旨を簡潔に述べる 日立 サステナビリティレポート 2025 p.124 情報セキュリティ >

306:排水および廃棄物 2016

 開示事項
 要求事項
 省略理由/説明

 a. 記録した 重大な漏出 の総件数と総漏出量
b. 組織の財務報告書で報告している 漏出 のそれぞれにつき、次の追加情報
i. 漏出場所
ii. 漏出量
iii. 淋出量
iii. 次の分類による漏出物。油漏出物 (土壌または水面)、燃料漏出物 (土壌または水面)、廃棄物の漏出 (土壌または水面)、化学物質の漏出
(多くは土壌または水面)、その他 (詳細を記述)
 該当なし